

美瑛町持続可能な観光目的地実現条例

(前文)

美瑛町は、雄大な十勝岳連峰の山々を望み、四季折々の彩り豊かな自然景観と良質な温泉、開拓によって切り拓かれた美しい農業景観とおいしい食材等の恵まれた資源を活用し、観光目的地として多くの人々に親しまれてきました。

これら資源は、言うまでもなく美瑛町に住む私たちのかけがえのない財産です。そして、まちを訪れる方々にとっても大切な財産であってほしいと願っています。

この財産を守り、育てていくためには、農業と観光の連携や魅力ある観光目的地としての磨き上げに取り組む必要があります。

私たちは、このような認識の下、町を訪れる方々とともに、町、町民、観光事業者が一体となって相互に協力し、より美しいまちの姿を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定します。

「みんなの美瑛町」であり続けるために。

(目的)

第1条 この条例は、町、町民、観光事業者及び訪問者が相互に協力し、持続可能な観光目的地の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者をいいます。
- (2) 観光事業者 町内で観光に関わる事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (3) 訪問者 観光目的等で町内に一時的に滞在する者をいいます。

(基本理念)

第3条 町は、町、町民、観光事業者及び訪問者の適切な役割分担と相互の協力のもと、次の各号に掲げる事項を推進することにより、持続可能な観光目的地の実現を目指します。

- (1) 豊かな地域資源と景観の保全及び活用を通じた癒し、楽しみ、喜びを

感じることができる魅力ある観光まちづくり

(2) 町民の生活と経済活動等との調和がとれた観光まちづくり

(3) 人と人とのつながりや交流、様々な体験を通じた地域社会とふれあいのある観光まちづくり

(町の責務と役割)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に講ずる責務を有します。

2 町は、持続可能な観光目的地の実現に向けた意識の啓発と観光の質を高めるための人材育成に努めます。

(町民、観光事業者及び訪問者の役割)

第5条 町民、観光事業者及び訪問者は、第3条の基本理念にのっとり、それぞれ次の各号に掲げる役割を担うものとします。

(1) 町民は、観光の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光目的地の実現に積極的な役割を果たすよう努めます。

(2) 観光事業者は、事業活動を通じて町民、訪問者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、従業員に対する意識の啓発と魅力ある観光目的地の実現に積極的な役割を果たすよう努めます。

(3) 訪問者は、町が実施する観光目的地としての地域資源の保全活動等に協力するよう努めます。

(美瑛町観光マスタープランの策定)

第6条 町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美瑛町観光マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定します。

2 マスタープランは、持続可能な観光目的地の実現に向けた町の方針、目標並びに町民、観光事業者及び訪問者の行動の指針について定めます。

3 町長は、マスタープランの策定に当たって、あらかじめ町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとします。

4 町長は、マスタープランを策定したときは、速やかにこれを公表します。

5 前2項の規定は、マスタープランの変更について準用します。

(迷惑な行為等の禁止)

第7条 何人も、良好な景観に損害を及ぼすおそれのある行為及び生活環境の保全に支障をきたすおそれのある行為をし、又はさせてはなりません。

2 何人も、他人の私有地に無断で立入りをしてはなりません。

(立入制限区域の指定)

第8条 町長は、前条の行為が認められるときは、期間を定めて立入制限区域を指定することができます。

2 町長は、立入制限区域を指定しようとするときは、あらかじめ土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者等の意見を聴くものとします。

3 町長は、必要があると認めたときは、指定した立入制限区域を変更し、又は立入制限区域の指定を解除することができます。

(標識の設置)

第9条 町長は、前条の指定をしたときは、当該区域内にその旨を表示した標識を設置することができます。

(推進体制の整備)

第10条 町長は、国、他の地方公共団体、観光協会、DMO、観光事業者及びその他の関係団体等と連携、協働して、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとします。

(施策の検証)

第11条 町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の実施状況を検証するとともに、その検証結果を施策に適切に反映させるよう努めます。

(財政上の措置)

第12条 町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(施行規定)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているマスタープランは、この条例の規定に基づき策定されたものとみなします。